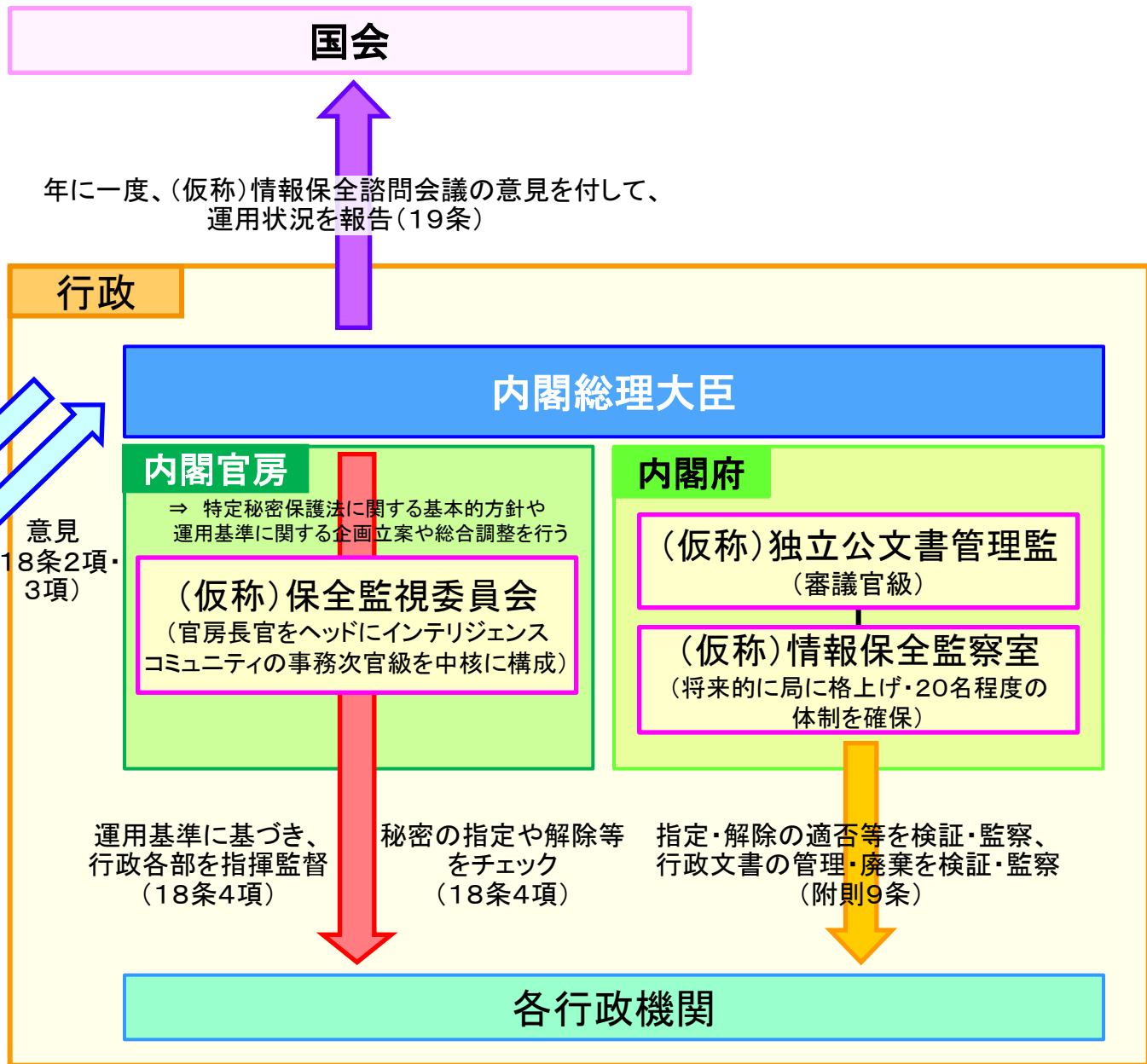


# 特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組(イメージ)



- 【所掌事務】
- ① 特定秘密を指定できる行政機関の限定について意見を述べること
  - ② 運用基準の策定・変更の際に意見を述べること
  - ③ 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況について内閣総理大臣の報告を受けること。
  - ④ 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況の国会報告に当たり、意見を述べること。